

平成 30 年 4 月 1 日
一般社団法人地域生活支援協議会あさひ
代表理事 榎本 光一

一般社団法人地域生活支援協議会あさひ社会福祉事業施設管理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人地域生活支援協議会あさひ（以下、「当法人」という。）が管理運営する社会福祉事業における各種施設（以下、「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定め、不審者の侵入を防止し、施設内で営業行為を行う者の不正行為や不正申請を予防し、もって当会サービス利用者の利益増進、並びに、社会福祉の理念に資することを目的とする。

(立ち入り許可の原則)

第 2 条 施設に立ち入る者は、その立ち入りに際し、常に秩序の維持、生活の保持、災害の防止等に努め、その円滑な運営に資するよう心がけなければならない。

2 当法人の現サービス利用者については、サービス利用契約書記載事項に従うものとする。

(施設管理者)

第 3 条 この規程を実施するため、施設に施設管理者を置く。

2 施設管理者は、施設長の職にある者をもって充てる。

(許可行為)

第 4 条 施設において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、施設管理者の許可を受けなければならない。

- 一 介護、医療、看護、保健予防行為等を含む、あらゆる営業行為
- 二 ポスター、プラカード、旗その他これらに類する者を提示し、又は掲出する行為
- 三 仮設工作物を設置する行為
- 四 物件（自動車その他の車両を除く。）を所定の場所以外におく行為
- 五 集会等のため施設を一時的に使用する行為

- 2 前項の許可を求める者は、立入許可申請書と身分を証明するものの写し（公的機関あるは所属機関が発給する写真入りの身分証明）を添付提出しなければならない。
- 3 同一行為目的の同一所属人物が2回目以降立ち入り許可を求める場合、あるいは、施設管理者が認めた者については、立入許可記録簿に必要事項を記載させることをもって、前項手続きを省略することができる。
- 4 施設管理者は、立入を許可した者に、指定の許可腕章等を貸与しなければならない。但し、当法人職員の立会・同行がある場合、腕章等貸与を免除できる。
- 5 施設管理者は、許可を受けた者がその許可の内容又は条件に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

（禁止行為）

第5条 何人も、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 施設を損傷し、又は汚損する行為
- 二 施設利用者や当法人職員を侮辱する、あるいは侮辱する恐れのある行為
- 三 示威又はけん騒にわたる行為
- 四 通行の妨げとなる行為
- 五 職務の円滑な遂行を妨げる行為
- 六 正当な理由がなく立ち入り禁止カ所に立ち入る行為
- 七 その他施設管理者が施設の管理上支障があると認める行為

（立入制限等）

第6条 施設管理者は、施設の管理のため必要があると認めるときは、立ち入ることのできる者の人数、立入の時間、立入の場所等を制限し、又は立ち入りを禁止することがある。

（退去命令等）

第7条 施設管理者は、次の各号に該当する者に対して退去又は当該違反に係る物件の撤去を命ずることがある。

- 一 第4条第1項又は第5条の規程に違反した者
- 二 第6条の規程による制限又は禁止に従わなかった者

（秘密保持）

第8条 当法人施設に立ち入った者は、知り得た利用者に関する情報、および、当法人施設運

営に関する秘密を、所属組織または第3者に漏らしてはならない。この守秘義務は、退出及び退職後も同様とする。

2 利用者や当法人運営に関する情報を所属組織等に提供する必要がある場合は、必要が生じた都度、利用者および当法人の同意を得るものとする。

3 利用者の個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。

（慰謝・賠償責任）

第9条 立ち入り許可を得た者は、利用者または当法人を侮辱する発言・行為をとり、又は、職員の命令又はこの規程を無視し、利用者や職員の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合、その行為や損害に対して慰謝し、賠償しなければならない。

（合意管轄）

第10条

この規程に関して訴訟の必要が生じたときは、当法人施設の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

附則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。